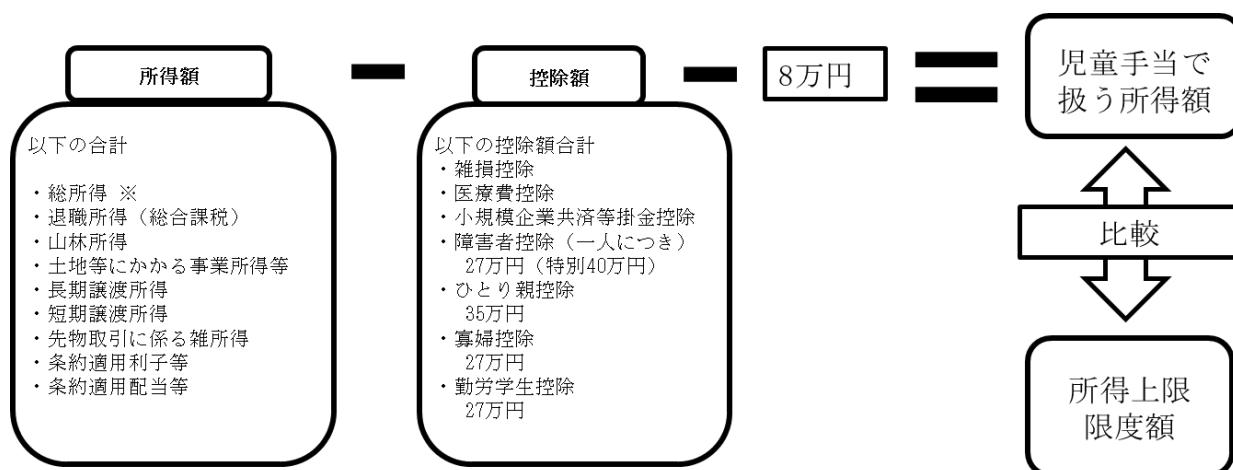


<所得の確認方法について>

所得の計算方法は以下のとおりです。「児童手当で扱う所得額」が、所得上限限度額未満である場合は手当を受けることができます。給与収入の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が①所得額にあたりますが、給与以外に所得がある場合は合算となります。



※総所得とは、総合所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（営業等、農業）、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の金額の合計額、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の金額（2分の1後の金額）に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額のことを言います。なお、給与所得及び雑所得（公的年金に係るものに限る）を有する場合、その合計金額から10万円を控除して計算します。